

組合掲示物不当撤去事件・最高裁勝利判決**職場内ビラ配り不当介入事件・中労委勝利命令****勝利報告集会を開催!**

12月11日、新幹線関西地本は、東淀川人権文化センターにおいて、『掲示物撤去「C」「F」・ビラ配布介入「L」勝利報告集会』をJR総連京力特別執行委員、JR東海労本部上田執行委員をはじめ多くの来賓と組合員の参加により開催しました。

主催者を代表して、船出地本委員長は「最高裁の判決や中労委の命令によって、掲示物で組合の主張を展開すること、職場で組合ビラを配布する組合活動は正当な組合活動として認定されるとともに、会社による組合活動への介入を抑制する大きな役割をはたします。私たちの闘いは、JR東海の労使紛争における組合側勝利というレベルにとどまりません。全JRはもとより、日本の労働運動全体に、職場における組合活動の本来の姿を指し示したのものとして大きな意義があります。」と挨拶を行いました。

**組織破壊攻撃を許さず、職場からさらなる闘いに決起するぞ!**

労働委員会での闘いは、弁護士による代理人を立てずに分会役員が弁護士役を担い、自前で闘い抜いてきました。書面の作成から会社側証人への尋問など、多くの失敗や苦労もあり大変な闘いでした。集会では、大一両分会・大三両分会が闘ってきた意義と勝利判決・命令の成果にふまえ、今後も会社による組織破壊を許さず、あきらめずこだわりをもって、決意を新たに職場から組織一丸となって、さらなる闘いに決起することを全体で確認しました。

(裏面に集会アピールを掲載)